

(19) 日本国特許庁(JP)

## (12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

**特許第4644437号  
(P4644437)**

(45) 発行日 平成23年3月2日(2011.3.2)

(24) 登録日 平成22年12月10日(2010.12.10)

(51) Int.Cl.

**A63F 7/02 (2006.01)**

F 1

A 6 3 F 7/02 3 2 8  
A 6 3 F 7/02 3 5 0 Z

請求項の数 3 (全 12 頁)

(21) 出願番号 特願2004-119268 (P2004-119268)  
 (22) 出願日 平成16年4月14日 (2004.4.14)  
 (65) 公開番号 特開2005-296456 (P2005-296456A)  
 (43) 公開日 平成17年10月27日 (2005.10.27)  
 審査請求日 平成18年10月30日 (2006.10.30)

(73) 特許権者 501341646  
 クリエイションカード株式会社  
 大阪府大阪市浪速区元町2丁目6番21号  
 (74) 代理人 10007432  
 弁理士 藤本 昇  
 (72) 発明者 工藤 昌宏  
 大阪府大阪市中央区南船場2丁目9番14号 アビリット株式会社内  
 (72) 発明者 原 浩二  
 大阪府大阪市中央区南船場2丁目9番14号 アビリット株式会社内  
 (72) 発明者 伊藤 康浩  
 大阪府大阪市中央区南船場2丁目9番14号 アビリット株式会社内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 推奨台情報提供システム

## (57) 【特許請求の範囲】

## 【請求項 1】

複数の遊技台と個別に対応して遊技媒体の貸出処理を行う複数の遊技媒体貸出装置と、各遊技媒体貸出装置と電気的に接続され、各遊技媒体貸出装置から送信される遊技媒体の貸出に関する情報を受信する端末装置と、前記端末装置に接続され、遊技台に関する有益情報を発信可能な発信装置と、前記発信装置から前記有益情報を受信可能な携帯型の受信装置とを含み、推奨台情報を遊技客に提供するための推奨台情報提供システムであって、前記各遊技媒体貸出装置は、

会員が所持する会員カードあるいはプリペイドカードを受け付けて、前記カードの有価値に基づいて遊技媒体の貸出処理を行う遊技媒体貸出手段と、

挿入された前記カードについて、会員として予め登録されている会員遊技客を特定する会員番号が記録された前記会員カードかどうかを判定する判定手段と、

前記判定手段により前記会員カードであると判定された場合に、前記会員カードの挿入状態信号を前記端末装置に送信する状態信号送信手段と、

前記会員カードから、前記会員番号を取得する会員番号取得手段と、

前記会員番号取得手段により取得された会員番号と、遊技媒体の貸出に関する情報を前記端末装置に送信する送信手段とを有し、

前記端末装置は、

前記推奨台情報の登録を受け付ける推奨台登録受付手段と、

各会員遊技客が携帯する受信装置の識別番号と前記会員番号とを対応付けて記憶する記

10

20

憶手段と、

前記推奨台登録受付手段により受け付けた推奨台に関する情報を格納する格納手段と、

前記遊技媒体貸出装置の前記状態信号送信手段による前記挿入状態信号により、前記会員カードの挿入状態の有無を隨時チェックする挿入状態検知手段と、

前記遊技媒体貸出装置の前記送信手段により送信された会員番号について、前記憶手段の記憶に基づいて、会員のなかでも前記受信装置が付与された特定の会員の会員番号に該当するかどうかを判断する特定会員判別手段と、

前記挿入状態検知手段の判定が肯定的であって、前記特定会員判別手段による判定が可の場合、前記遊技媒体貸出装置の送信手段により送信された遊技媒体の貸出に関する情報に基づいて、前記会員番号から特定される会員遊技客が所定金額分使用したか否かを、遊技媒体の貸出に関する情報を用いて判定する使用金額判定手段と、

前記使用金額判定手段による判定において肯定的な判定がなされた場合、前記会員番号から受信装置の識別情報を特定し、前記遊技媒体貸出装置と対応している遊技台が前記推奨台であるか否かに関する有益情報を、前記格納手段から抽出する抽出手段と、

前記特定した受信装置の識別情報と、前記抽出した有益情報を前記発信装置に送信する有益情報送信手段とを有し、

前記使用金額判定手段は、前記会員カードが複数の遊技台で使用された場合に、各遊技台で使用された使用金額を累計する使用金額累計手段を備え、前記使用金額累計手段の累計金額が所定金額分に達したか否かを判定するものであって、

前記発信装置は、

前記受信装置の識別情報と、当該受信装置と通信可能な周波数帯域とを対応付けて記憶する周波数記憶手段と、

前記端末装置の前記有益情報送信手段から受信した識別情報に基づいて特定した周波数帯域で前記有益情報を発信する情報発信手段とを有し、

前記受信装置は、受信装置ごとに通信可能な周波数帯域が異なるように設定されており、前記発信装置から送信された有益情報を受信して報知することを特徴とする推奨台情報提供システム。

#### 【請求項 2】

複数の遊技台と個別に対応して遊技媒体の貸出処理を行う複数の遊技媒体貸出装置と、各遊技媒体貸出装置と電気的に接続され、各遊技媒体貸出装置から送信される遊技媒体の貸出に関する情報を受信する端末装置と、前記端末装置に接続され、遊技台に関する有益情報を発信可能な発信装置と、前記発信装置から前記有益情報を受信可能な携帯型の受信装置とを含み、推奨台情報を遊技客に提供するための推奨台情報提供システムであって、

前記各遊技媒体貸出装置は、

会員が所持する会員カードあるいはプリペイドカードを受け付けて、前記カードの有価価値に基づいて遊技媒体の貸出処理を行う遊技媒体貸出手段と、

挿入された前記カードについて、会員として予め登録されている会員遊技客を特定する会員番号が記録された前記会員カードかどうかを判定する判定手段と、

前記判定手段により前記会員カードであると判定された場合に、前記会員カードの挿入状態信号を前記端末装置に送信する状態信号送信手段と、

前記会員カードから、前記会員番号を取得する会員番号取得手段と、

前記会員番号取得手段により取得された会員番号と、遊技媒体の貸出に関する情報を前記端末装置に送信する送信手段とを有し、

前記端末装置は、

前記推奨台情報の登録を受け付ける推奨台登録受付手段と、

各会員遊技客が携帯する受信装置の識別番号と前記会員番号とを対応付けて記憶する記憶手段と、

前記推奨台登録受付手段により受け付けた推奨台に関する情報を格納する格納手段と、

前記遊技媒体貸出装置の前記状態信号送信手段による前記挿入状態信号により、前記会員カードの挿入状態の有無を随时チェックする挿入状態検知手段と、

10

20

30

40

50

前記遊技媒体貸出装置の前記送信手段により送信された会員番号について、前記記憶手段の記憶に基づいて、会員のなかでも前記受信装置が付与された特定の会員の会員番号に該当するかどうかを判断する特定会員判別手段と、

前記挿入状態検知手段の判定が肯定的であって、前記特定会員判別手段による判定が可の場合、前記遊技媒体貸出装置の送信手段により送信された遊技媒体の貸出に関する情報に基づいて、前記会員番号から特定される会員遊技客が所定金額分使用したか否かを、遊技媒体の貸出に関する情報を用いて判定する使用金額判定手段と、

前記使用金額判定手段による判定において肯定的な判定がなされた場合、当該使用金額判定手段により判定された使用金額が増加することに応じて高くなる確率で有益情報の抽出の有無を決定する抽出有無決定手段と、前記抽出有無決定手段によって有益情報を抽出することが決定された場合に、前記会員番号から受信装置の識別情報を特定し、前記遊技媒体貸出装置と対応している遊技台が前記推奨台であるか否かに関する有益情報を、前記格納手段から抽出する抽出手段と、

前記特定した受信装置の識別情報と、前記抽出した有益情報を前記発信装置に送信する有益情報送信手段とを有し、

前記使用金額判定手段は、前記会員カードが複数の遊技台で使用された場合に、各遊技台で使用された使用金額を累計する使用金額累計手段を備え、前記使用金額累計手段の累計金額が所定金額分に達したか否かを判定するものであって、

前記発信装置は、

前記受信装置の識別情報と、当該受信装置と通信可能な周波数帯域とを対応付けて記憶する周波数記憶手段と、

前記端末装置の前記有益情報送信手段から受信した識別情報に基づいて特定した周波数帯域で前記有益情報を発信する情報発信手段とを有し、

前記受信装置は、受信装置ごとに通信可能な周波数帯域が異なるように設定されており、前記発信装置から送信された有益情報を受信して報知することを特徴とする推奨台情報提供システム。

### 【請求項 3】

前記抽出手段は、前記有益情報が前記遊技台が推奨台である旨の情報である場合に加え、前記有益情報が前記遊技台が非推奨台である旨の情報である場合に所定の確率で推奨台である旨の情報として抽出し、当該確率は前記使用金額判定手段により判定された使用金額に応じて異なる請求項 1 又は 2 に記載の推奨台情報提供システム。

### 【発明の詳細な説明】

#### 【技術分野】

#### 【0001】

本発明は、遊技店（いわゆる「ホール」）に設置されたパチンコ機やスロットマシンの遊技台に関する有益な情報を特定の遊技客に対してのみ提供する推奨台情報提供システムに関する。

#### 【背景技術】

#### 【0002】

現在の遊技客の固定化と新たな集客を促すものとして、会員カードシステムが実施されているが、これは、遊技回数実績をベースとして貯玉やポイントサービスを提供するものに止まっている。このようなサービスも一般化しつつ会員レベルでは均一化されたものとなつており、遊技機の稼働率向上に結びつくものではない。

#### 【0003】

一般的に、稼働率が低下した機種は、他の新機種への入れ替えを要するが、入れ替えが頻繁になるようでは、導入コストが嵩んでしまう。一方、導入コストを抑えようとすれば、稼働率が低い機種をそのまま置いておかなければならぬのだが、そうなると、客離れが進み、売上が落ち込む。いずれにしても、遊技店にとって経営上好ましくない事態である。

#### 【0004】

10

20

30

40

50

一方、会員個々につき差別化した、きめ細やかなサービスも要求されているのが実状であり、しかも、遊技客ニーズとして、遊技をする限り、何らかの特別なサービスを受けたいという願望がある。

**【発明の開示】**

**【発明が解決しようとする課題】**

**【0005】**

そこで、本発明は、上記問題に鑑みてなされたもので、遊技客にとって有益であるのは勿論のこと、客付きを良くして遊技台の稼働率向上に寄与し得る、遊技店にとっても有益な推奨台情報提供システムを提供することを課題とする。

**【課題を解決するための手段】**

**【0006】**

本発明に係る推奨台情報提供システムは、複数の遊技台と個別に対応して遊技媒体の貸出処理を行う複数の遊技媒体貸出装置と、各遊技媒体貸出装置と電気的に接続され、各遊技媒体貸出装置から送信される遊技媒体の貸出に関する情報を受信する端末装置と、前記端末装置に接続され、遊技台に関する有益情報を発信可能な発信装置と、前記発信装置から前記有益情報を受信可能な携帯型の受信装置とを含み、推奨台情報を遊技客に提供するための推奨台情報提供システムであって、前記各遊技媒体貸出装置は、会員が所持する会員カードあるいはプリペイドカードを受け付けて、前記カードの有価値に基づいて遊技媒体の貸出処理を行う遊技媒体貸出手段と、挿入された前記カードについて、会員として予め登録されている会員遊技客を特定する会員番号が記録された前記会員カードかどうかを判定する判定手段と、前記判定手段により前記会員カードであると判定された場合に、前記会員カードの挿入状態信号を前記端末装置に送信する状態信号送信手段と、前記会員カードから、前記会員番号を取得する会員番号取得手段と、前記会員番号取得手段により取得された会員番号と、遊技媒体の貸出に関する情報を前記端末装置に送信する送信手段とを有し、前記端末装置は、前記推奨台情報の登録を受け付ける推奨台登録受付手段と、各会員遊技客が携帯する受信装置の識別番号と前記会員番号とを対応付けて記憶する記憶手段と、前記推奨台登録受付手段により受け付けた推奨台に関する情報を格納する格納手段と、前記遊技媒体貸出装置の前記状態信号送信手段による前記挿入状態信号により、前記会員カードの挿入状態の有無を隨時チェックする挿入状態検知手段と、前記遊技媒体貸出装置の前記送信手段により送信された会員番号について、前記記憶手段の記憶に基づいて、会員のなかでも前記受信装置が付与された特定の会員の会員番号に該当するかどうかを判断する特定会員判別手段と、前記挿入状態検知手段の判定が肯定的であって、前記特定会員判別手段による判定が可の場合、前記遊技媒体貸出装置の送信手段により送信された遊技媒体の貸出に関する情報に基づいて、前記会員番号から特定される会員遊技客が所定金額分使用したか否かを、遊技媒体の貸出に関する情報を用いて判定する使用金額判定手段と、前記使用金額判定手段による判定において肯定的な判定がなされた場合、前記会員番号から受信装置の識別情報を特定し、前記遊技媒体貸出装置と対応している遊技台が前記推奨台であるか否かに関する有益情報を、前記格納手段から抽出する抽出手段と、前記特定した受信装置の識別情報と、前記抽出した有益情報を前記発信装置に送信する有益情報送信手段とを有し、前記使用金額判定手段は、前記会員カードが複数の遊技台で使用された場合に、各遊技台で使用された使用金額を累計する使用金額累計手段を備え、前記使用金額累計手段の累計金額が所定金額分に達したか否かを判定するものであって、前記発信装置は、前記受信装置の識別情報と、当該受信装置と通信可能な周波数帯域とを対応付けて記憶する周波数記憶手段と、前記端末装置の前記有益情報送信手段から受信した識別情報に基づいて特定した周波数帯域で前記有益情報を発信する情報発信手段とを有し、前記受信装置は、受信装置ごとに通信可能な周波数帯域が異なるように設定されており、前記発信装置から送信された有益情報を受信して報知することを特徴とする。

また、本発明に係る推奨台情報提供システムは、複数の遊技台と個別に対応して遊技媒体の貸出処理を行う複数の遊技媒体貸出装置と、各遊技媒体貸出装置と電気的に接続され、各遊技媒体貸出装置から送信される遊技媒体の貸出に関する情報を受信する端末装置と

10

20

30

40

50

、前記端末装置に接続され、遊技台に関する有益情報を発信可能な発信装置と、前記発信装置から前記有益情報を受信可能な携帯型の受信装置とを含み、推奨台情報を遊技客に提供するための推奨台情報提供システムであって、前記各遊技媒体貸出装置は、会員が所持する会員カードあるいはプリペイドカードを受け付けて、前記カードの有価価値に基づいて遊技媒体の貸出処理を行う遊技媒体貸出手段と、挿入された前記カードについて、会員として予め登録されている会員遊技客を特定する会員番号が記録された前記会員カードかどうかを判定する判定手段と、前記判定手段により前記会員カードであると判定された場合に、前記会員カードの挿入状態信号を前記端末装置に送信する状態信号送信手段と、前記会員カードから、前記会員番号を取得する会員番号取得手段と、前記会員番号取得手段により取得された会員番号と、遊技媒体の貸出に関する情報を前記端末装置に送信する送信手段とを有し、前記端末装置は、前記推奨台情報の登録を受け付ける推奨台登録受付手段と、各会員遊技客が携帯する受信装置の識別番号と前記会員番号とを対応付けて記憶する記憶手段と、前記推奨台登録受付手段により受け付けた推奨台に関する情報を格納する格納手段と、前記遊技媒体貸出装置の前記状態信号送信手段による前記挿入状態信号により、前記会員カードの挿入状態の有無を随時チェックする挿入状態検知手段と、前記遊技媒体貸出装置の前記送信手段により送信された会員番号について、前記記憶手段の記憶に基づいて、会員のなかでも前記受信装置が付与された特定の会員の会員番号に該当するかどうかを判断する特定会員判別手段と、前記挿入状態検知手段の判定が肯定的であって、前記特定会員判別手段による判定が可の場合、前記遊技媒体貸出装置の送信手段により送信された遊技媒体の貸出に関する情報に基づいて、前記会員番号から特定される会員遊技客が所定金額分使用したか否かを、遊技媒体の貸出に関する情報を用いて判定する使用金額判定手段と、前記使用金額判定手段による判定において肯定的な判定がなされた場合、当該使用金額判定手段により判定された使用金額が増加することに応じて高くなる確率で有益情報の抽出の有無を決定する抽出有無決定手段と、前記抽出有無決定手段によって有益情報を抽出することが決定された場合に、前記会員番号から受信装置の識別情報を特定し、前記遊技媒体貸出装置と対応している遊技台が前記推奨台であるか否かに関する有益情報を、前記格納手段から抽出する抽出手段と、前記特定した受信装置の識別情報を、前記抽出した有益情報を前記発信装置に送信する有益情報送信手段とを有し、前記使用金額判定手段は、前記会員カードが複数の遊技台で使用された場合に、各遊技台で使用された使用金額を累計する使用金額累計手段を備え、前記使用金額累計手段の累計金額が所定金額分に達したか否かを判定するものであって、前記発信装置は、前記受信装置の識別情報を、当該受信装置と通信可能な周波数帯域とを対応付けて記憶する周波数記憶手段と、前記端末装置の前記有益情報送信手段から受信した識別情報に基づいて特定した周波数帯域で前記有益情報を発信する情報発信手段とを有し、前記受信装置は、受信装置ごとに通信可能な周波数帯域が異なるように設定されており、前記発信装置から送信された有益情報を受信して報知するようにした構成を採用することもできる。

さらに、本発明に係る推奨台情報提供システムは、前記抽出手段は、前記有益情報が前記遊技台が推奨台である旨の情報である場合に加え、前記有益情報が前記遊技台が非推奨台である旨の情報である場合に所定の確率で推奨台である旨の情報として抽出し、当該確率は前記使用金額判定手段により判定された使用金額に応じて異なるようにした構成を採用することもできる。

#### 【0007】

かかる構成からなる推奨台情報提供システムを導入した遊技店において、会員遊技客は、何れかの遊技台で遊技を行うに当たり、対応する遊技媒体貸出装置から会員カードを用いて遊技媒体の貸出処理を受け、この会員カードを用いて遊技を行うこととなるが、所定金額分使用した場合、特典としてその遊技台に関する有益な情報が、携帯している受信機を通して報知されるようになっている。

また、本発明に係る推奨台情報提供システムの前記使用金額判定手段は、前記会員カードが複数の遊技台で使用された場合に、各遊技台で使用された使用金額を累計する使用金額累計手段を備え、前記使用金額累計手段の累計金額が所定金額分に達したか否かを判定

10

20

30

40

50

するようにすることができる。

かかる構成からなる推奨台情報提供システムは、どの遊技台で遊技してきたかに関わらず、一定の遊技実績を積めば、有益情報が報知されるようになっている。

#### 【発明の効果】

##### 【0010】

即ち、本発明に係る推奨台情報提供システムによれば、特定の遊技客にとって魅力的な情報が提供されるようになっており、遊技客は本システムの利益を享受しようとして、そのシステムが導入されている遊技店に通い、特定の遊技客になろうとする。そのため、本システムを導入した遊技店は、本システムを通じて効率的に集客を図ることができ(固定客をより多く獲得でき)、稼働率向上(売上向上)による経営の安定化を図ることができる。10

##### 【発明を実施するための最良の形態】

##### 【0011】

本実施形態に係る情報提供システムは、遊技店において展開され、遊技台関連情報、推奨台情報、出玉情報といった遊技客にとって有益な情報が提供され得ることで、遊技客からすれば、利益追求を図ることができる遊技客支援システム、遊技店からすれば、稼働率向上を図ることができる遊技店支援システムとして機能する。

##### 【0012】

そして、本実施形態に係る情報提供システムは、遊技店において広く普及している遊技店管理システム、遊技台関連情報を遊技客に提供する遊技台関連情報提供システム、推奨台情報や出玉情報を遊技客に提供する推奨台・出玉情報提供システムとに大別される。20

##### 【0013】

まず、遊技店管理システムは、外部の特定第三者であるカード会社(管理会社)がカード利用情報を把握することにより、各遊技店における金銭収支を明確にして、遊技店経営の健全化、明朗化を図ることを目的とするシステムであり、各遊技台1に対応して設けられる遊技媒体(パチンコ機であれば、パチンコ球、スロットマシンであれば、メダル)貸出機2,...と、遊技店A内の適所(例えば、スタッフルーム等、遊技客が立ち入りできない場所)に設置される管理端末3と、カード会社に設置されるホストコンピュータ4とを備えて構成される。

##### 【0014】

遊技媒体貸出機2は、遊技台1に隣接して設置され、該遊技台1と電気的に接続されている。そして、ICカード等の会員カードや、自機、他機あるいは遊技店A内の適所に設置された発券機(図示しない)で発行されたプリペイドカードに基づいて貸出操作が行われると、遊技台1に遊技媒体の貸出処理を指示する制御信号が送信され、これを受けて遊技台1で遊技媒体の貸出処理が実行されるようになっている。

##### 【0015】

管理端末3は、全ての遊技媒体貸出機2,...と電気的に接続され、且つホストコンピュータ4にアクセス可能である。そして、遊技媒体貸出機2及び発券機がカード利用情報を管理端末3に送信し、管理端末3は、このカード利用情報に基づいて遊技店A全体のカードの利用状況を一元管理する。加えて、管理端末3は、カード利用情報を適宜ホストコンピュータ4へ送信する。そして、ホストコンピュータ4は、各遊技店Aから送られてくるカード利用情報を用いて月単位など所定の期間内のカードの使用金額を遊技店A毎に集計し、その集計結果に基づき遊技店Aとの間の精算処理を行っている。40

##### 【0016】

次に、遊技台関連情報提供システムは、遊技媒体貸出機2,...と、各遊技台1に対応して設けられる表示端末5,...と、遊技店A内の適所(例えば、上記管理端末3と同一場所)に設置される作業端末6と、本システムを運営する会社に設置されるホストコンピュータ7とを備えて構成される。

##### 【0017】

表示端末5は、遊技台1の側方位置や上方位置等の近傍位置に設置され、該遊技台1と50

電気的に接続されている。通信の目的は、表示端末 5 が遊技台 1 の稼働状況を確認することにある。例えば、遊技台 1 がパチンコ機であれば、図柄が変動する毎に出力される信号、大当たりの発生に応じて出力される信号、遊技盤に発射されたパチンコ球数に関する情報、賞球として遊技客に払い出されたパチンコ球数に関する情報等の遊技実行情報が表示端末 5 に送信され、遊技台 1 がスロットマシンであれば、投入されたメダル枚数に関する情報、賞メダルとして遊技客に払い出されたメダル枚数に関する情報等の遊技実行情報が表示端末 5 に送信されて、表示端末 5 は、遊技台 1 の稼働状況、即ち、遊技台 1 が現在稼働しているのか否か、遊技台 1 が一日の営業時間中どれだけ稼働したのか、遊技台 1 が所定営業日数期間中どれだけ稼働したのか等を確認することができる。但し、遊技台 1 の稼働状況と遊技媒体貸出機 2 の稼働状況は相関関係が強いので、遊技媒体貸出機 2 からカードの売上金額及び使用金額に関する情報（カード利用情報）を得て遊技媒体貸出機 2 の稼働状況を確認するだけであってもよい。そのために、表示端末 5 は、遊技媒体貸出機 2 とも電気的に接続されている。

#### 【 0 0 1 8 】

また、表示端末 5 は、遊技台関連情報を記憶する手段を有すると共に、該記憶されている遊技台関連情報を表示する手段を有する。表示端末 5 は、記憶されている全ての遊技台関連情報を表示することもできるが、遊技台 1 の稼働状況に応じて表示可能な遊技台関連情報を選定する手段を有しており、一部の遊技台関連情報しか表示できないようにすることもできる。尚、表示可能な遊技台関連情報については、表示端末 5 に切替ボタンを設けて、ボタンを押操作する毎に遊技台関連情報が切り替わるようにしたり、一定時間毎に遊技台関連情報が自動的に切り替わるようにしてもよい。

#### 【 0 0 1 9 】

作業端末 6 は、全ての表示端末 5 , ... と電気的に接続され、且つホストコンピュータ 7 にアクセス可能である。ホストコンピュータ 7 には、各遊技台メーカーから提供される、機種毎の遊技台関連情報（一機種につき、複数種類の遊技台関連情報が存在する）がそれぞれファイル形式で保存されており、作業端末 6 は、所望する遊技台関連情報をホストコンピュータ 7 からダウンロードすることができ、且つダウンロードした遊技台関連情報の全てあるいはその中から所望する遊技台関連情報を所望する表示端末 5 にダウンロードすることができる。因みに、遊技台関連情報としては、遊技フロー、役表等、遊技台メーカーが作成したポスターや小冊子に記載された内容と同程度の情報、ポスターや小冊子には記載されていない演出についての情報、攻略法についての情報等がある。

#### 【 0 0 2 0 】

次に、推奨台・出玉情報提供システムは、遊技店 A 内の適所（例えば、上記管理端末 3 や上記作業端末 6 と同一場所）に設置されるホールコンピュータ（いわゆる「ホールコン」）8 と、同じく、遊技店 A 内の適所（例えば、上記ホールコンピュータ 8 と同一場所）に設置される情報加工端末 9 と、上記作業端末 6 と、遊技店 A 内の適所（例えば、各遊技島あるいは各遊技媒体貸出機 2 に対応して）に設置される送信機 10 と、受信機 11 とを備えて構成される。

#### 【 0 0 2 1 】

ホールコンピュータ 8 は、遊技台 1 や遊技媒体貸出機 2 の稼働状況を管理する周知の管理装置であり、特に詳細な説明は行わない。各遊技台 1 と電気的に接続され、各遊技台から台データを収集するものである。ホールコンピュータ 8 は、情報加工端末 9 と電気的に接続されており、収集された稼働データは、情報加工端末 9 に送信される。情報加工端末 9 は、ホールコンピュータ 8 から送られてきた稼働データを分析し、推奨台情報や出玉情報を生成する端末である。

#### 【 0 0 2 2 】

情報加工端末 9 は、作業端末 6 と電気的に接続され、また、送信機 10 は、作業端末 6 と電気的に接続され、推奨台情報や出玉情報は、情報加工端末 9 から作業端末 6 を介して送信機 10 に送られるようになっている。尚、情報加工端末 9 と同様の、推奨台情報や出玉情報等の情報加工機能をホールコンピュータ 8 に搭載させれば、情報加工端末 9 を省略

することが可能である。

#### 【0023】

受信機11は、人型携帯ストラップ形状の受信機であり、遊技店から特定の遊技客に供与される。より具体的には、各受信機11は、周波数帯域がそれぞれ異なり、送信機10は、特定の受信機11のみが受信できるように推奨台情報や出玉情報を送信することが可能である。また、受信機11は、図2に示す如く、人型ストラップケース116の顔部分に液晶画面115を形成した液晶付き携帯受信装置からなり、図3に示す如く、内部には、送信機10からの信号を受信する受信回路110、該受信回路110による受信信号に基づいて、液晶画面115用液晶表示パネル113の液晶駆動回路112に画像情報信号を出力したり、振動モータ装置114を駆動する駆動信号を出力する制御部111が設けられている。また、例えば1~2インチサイズの液晶表示パネル113の表示面は、ストラップケース116の液晶画面115に臨むように配置されている。さらに、振動モータ装置114は、図示しないが、偏心重りをモータ軸に取り付けた小型モータからなる。尚、小型スピーカを受信機11に内蔵し、所定情報の音声報知を行うようにしてもよい。また、受信機11が有償の場合、安価な価格で入手しやすくするのが好ましいが、景品として提供したり、無償の貸与方式で配布してもよい。さらに、受信機11を一般遊技情報の提供手段として利用してもよく、例えば来店が判明した時に来店の挨拶や店内の新規設置遊技台情報を流してもよい。10

#### 【0024】

以上の遊技店管理システム、遊技台関連情報提供システム及び推奨台・出玉情報提供システムは、ネットワーク化されている。詳しくは、遊技媒体貸出機2,...に接続されたケーブル、管理端末3に接続されたケーブル、表示端末5,...に接続されたケーブル、作業端末6,...に接続されたケーブルは、集線装置(ハブ)12に接続され、該ハブ8を介して三つのシステムが接続されている。20

#### 【0025】

尚、管理端末3及びホストコンピュータ4間の通信、作業端末6及びホストコンピュータ7間の通信は、それぞれ専用回線、一般電話回線、携帯電話通信網あるいはインターネットの何れによるものであってもよい。また、遊技媒体貸出機2,...及びハブ12間のケーブル、表示端末5,...及びハブ12間のケーブル、ホールコンピュータ8及び情報加工端末9間のケーブルには、それぞれ中継器13,14,15を介在させるようにした。30

#### 【0026】

本実施形態に係る情報提供システムは、以上のシステム構成からなる。本システムの利益を享受することができる遊技客は、遊技店から会員カードの発行を受け、且つ該遊技店から受信機11の供与を受けた者(以下、「特定会員」という)である。そして、特定会員は、会員カードによる遊技媒体の利用状況に応じて有益な情報の提供を受けることができるこれが本システムの特徴である。尚、遊技店は、特定会員に供与した受信機11の識別番号を会員カードの会員番号と紐付けた状態で作業端末6にて登録を行っておく。

#### 【0027】

まず、図4に示す如く、遊技店は、情報加工端末9から推奨台情報を得て、作業端末に登録する(S10)。この推奨台情報は、遊技店の営業時間中に一定時間間隔毎に更新していくか、リアルタイムに随時更新していくか、営業開始に一回設定するだけでその日は更新を行わない等、遊技店が任意に運用することができる。また、推奨台情報の登録はシステムが自動で行うものであってもよいし、店員が行うものであってもよい。40

#### 【0028】

次に、遊技客によって会員カードが遊技媒体貸出機2に挿入(投入)されたか否かを遊技媒体貸出機2毎に随時チェックする(S20)。具体的には、遊技媒体貸出機2に会員カードが挿入されると、その状態信号が作業端末6に送信されるようになっており、作業端末6がその信号の有無を随時チェックする。これがYESの場合、特定会員の会員カードであるか否か、即ち、受信機11が供与された遊技客によるものであるか否かをチェックする(S30)。具体的には、会員カードが挿入された遊技媒体貸出機2から当該会員50

カードの会員番号に関する情報が作業端末 6 に送信されるため、作業端末 6 がその会員番号と対応する受信機 11 の識別番号があるか否かをチェックする。そして、これが YES の場合、特定会員が会員カードを挿入した遊技媒体貸出機 2 に対応する遊技台 1 が推奨台であるか否か、即ち、特定会員が遊技を行おうとしている遊技台 1 が推奨台であるか否かを作業端末 6 がチェックする（S 40）。

#### 【0029】

これが YES の場合、その特定会員が所定金額を遊技媒体貸し出しのために使用したか否かをチェックし（S 50）、これが YES の場合、送信機 10 から当該特定会員の保有する（即ち、当該会員カードの会員番号に対応する識別番号を有する）受信機 11 にのみ信号が送信されると、受信機 11 では、受信信号に応答して液晶画面 115 に推奨台情報を表示させたり、あるいは内蔵の振動モータ装置 114 を駆動してバイブレーションを起こし、これらの報知により、当該遊技台 1 が推奨台であることを知ることができる（S 60）。液晶画面 115 の表示例として、例えば、図 2 に示す普通の表情は、通常の無報知状態に対応し、推奨台情報を流すときには、ニコニコした歓喜の表情に変化する。一方、推奨台情報を流さないときには、しかめっ面の表情に変化して暗に非推奨台であることを特定の遊技客に伝達する。本実施形態に係る報知による情報提供サービスは、特定客個々に行われるが、ホールでの特別イベント開催時などでは、例えば、会員番号の下 1 桁が偶数などの特定値の遊技客に対し、あるいは一定の来店数条件を満たした遊技客に対し、遊技台 1 の設定情報など同一の情報提供を行うようにしてもよい。

#### 【0030】

このように、本実施形態に係る情報提供システムは、特定会員となり且つ一定の遊技実績を積めば、推奨台を教えてもらえるという特典があるため、特定会員は、利益追求を図る機会が与えられる。一方、遊技店からすれば、本システムを通じて効率的に集客を図ることができる（固定客をより多く獲得できる）結果、稼働率向上（売上向上）による経営の安定化を図ることができ、また、他店との差別化を図ることもできる。

#### 【0031】

尚、本発明に係る情報提供システムは、上記実施形態に限定されるものではなく、本発明の要旨を逸脱しない場合で種々の変更が可能である。

#### 【0032】

例えば、上記実施形態においては、会員カードで所定金額を使用した時点で、該当すれば、推奨台であることが報知されるようになっているが、使用金額に応じて報知確率を変えるようにしてもよい。例えば、使用金額が 500 円を使用した時点で、該当すれば、3 . 5 % の確率で報知され、3000 円を使用した時点で、該当すれば、14 % の確率で報知され、5000 円を使用した時点で、該当すれば、21 % の確率で報知される、といった具合である。

#### 【0033】

また、使用金額に応じて、報知に信頼度（期待度）を持たせるようにしてもよい。例えば、500 円を使用した時点で報知が行われると、その信頼度は 3 . 5 % であり、3000 円を使用した時点で報知が行われると、その信頼度は 14 % であり、5000 円を使用した時点で報知が行われると、その信頼度は 21 % という具合である。

#### 【0034】

また、上記実施形態においては、会員カードを遊技媒体貸出機に挿入してから所定金額を使用した時点で、該当すれば、その遊技台 1 が推奨台である旨が報知されるようになっているが、使用金額の累計（例えば、当日の使用金額の累計）が所定金額となった時点で遊技している遊技台 1 が推奨台に該当すれば、その旨が報知されるようになっていてもよい。即ち、どの遊技台 1 で遊技してきたかに関わらず、一定の遊技実績を積めば、推奨台を教えてもらえるという特典付与方法である。

#### 【0035】

また、上記実施形態においては、受信機 11 を介して推奨台情報の提供を受けるようにしているが、表示端末 5 を介して遊技台関連情報の提供を受けるようにしてもよい。この

10

20

30

40

50

場合、会員カードの利用状況（即ち、遊技実績）に応じて、提供を受ける（閲覧することができる）遊技台関連情報の数を増やすようにするのが好ましい。因みに、遊技台関連情報をホストコンピュータ7から取得するようにしているが、例えばC D - R等の記憶媒体に記憶された遊技台関連情報を作業端末6で読み込むようにしてもよい。

#### 【0036】

また、上記実施形態においては、作業端末6が情報提供の主体を担っているが、その他の端末（管理端末3、表示端末5、ホールコンピュータ8、あるいは情報加工端末9）が主体を担うようにしてもよい。

#### 【0037】

また、上記実施形態においては、会員カードが所定金額使用されると、自動的に情報を提供するようになっているが、遊技店のスタッフが任意の時点で該当する遊技客に該当する情報を提供するようにしてもよい。

#### 【0038】

また、上記実施形態においては、遊技台関連情報提供システム及び推奨台・出玉情報提供システムの運営会社と遊技店管理システムの運営会社とが異なるものであったが、例えば後者（カード会社）が遊技台関連情報提供システム及び推奨台・出玉情報提供システムを運営するものであってもよい。

#### 【0039】

また、上記実施形態においては、特定会員の遊技実績を把握する手段としてICカードからなる会員カードを使用しているが、要は、遊技客の識別情報が記録されており、遊技客を特定することができれば、その他の貸出媒体であってもよい。

#### 【図面の簡単な説明】

#### 【0040】

【図1】本実施形態に係るシステム構成図を示す。

【図2】同実施形態に係る受信機の外観図を示す。

【図3】同実施形態に係る受信機の内部構成図を示す。

【図4】本実施形態に係るシステム構成によるフローチャートを示す。

#### 【符号の説明】

#### 【0041】

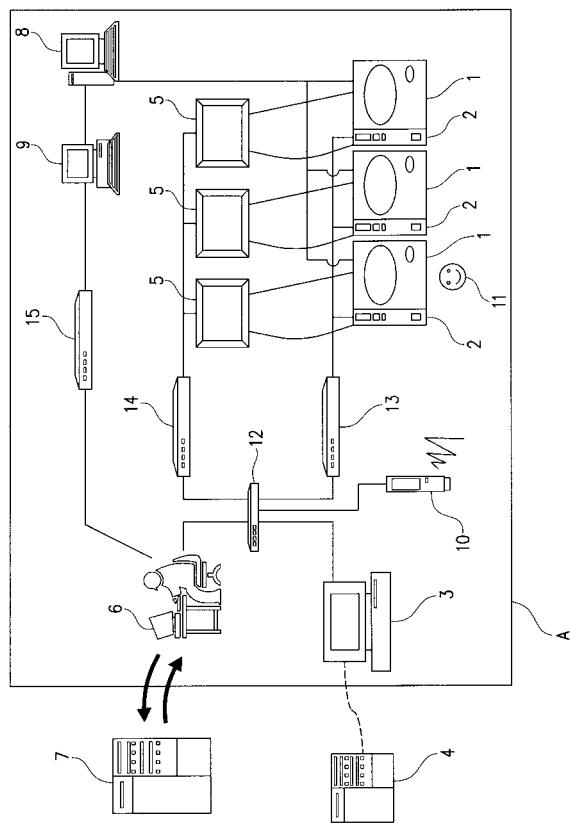
1...遊技台、2...遊技媒体貸出機、3...管理端末、4...ホストコンピュータ、5...表示端末、6...作業端末、7...ホストコンピュータ、8...ホールコンピュータ、9...情報加工端末、10...送信機、11...受信機、12...集線端末（ハブ）、13~15...中継器

10

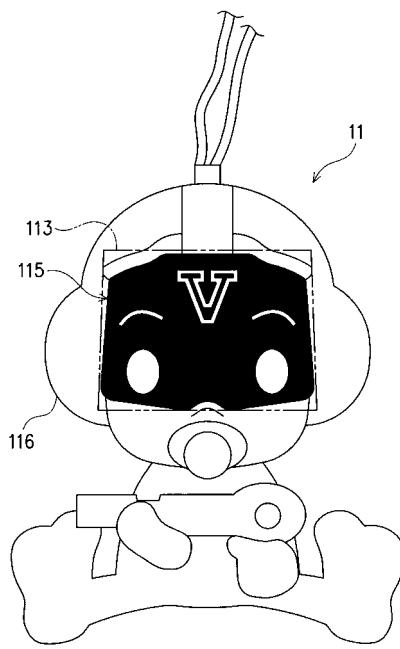
20

30

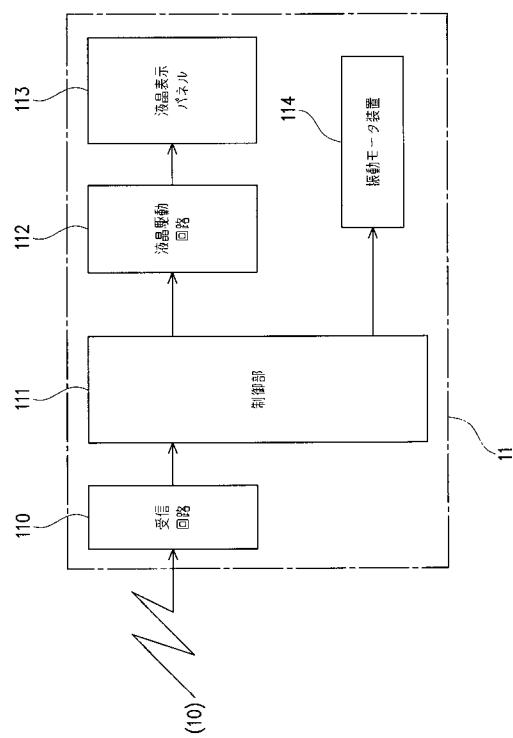
【図1】



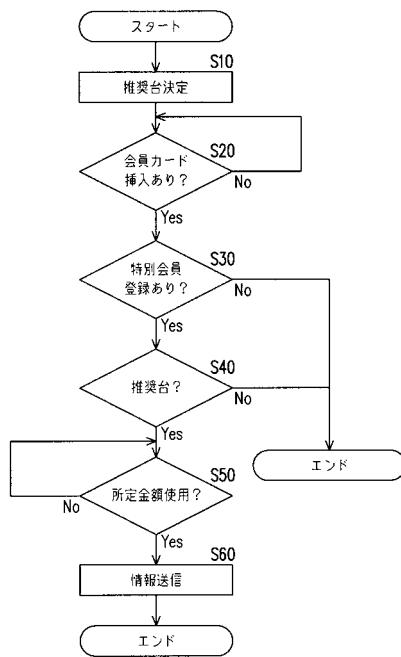
【図2】



【図3】



【図4】



---

フロントページの続き

審査官 西田 光宏

(56)参考文献 特開平11-114189 (JP, A)  
特開平09-319973 (JP, A)  
特開平11-272927 (JP, A)  
特開2003-256306 (JP, A)  
特開2003-230740 (JP, A)  
特開2003-265819 (JP, A)  
特開2003-190571 (JP, A)  
特開2003-275453 (JP, A)  
特開2002-263349 (JP, A)  
特開2003-325938 (JP, A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

A 63 F 7 / 02